

庁舎警備業務は、この仕様書に定めるところにより実施する。

1 対象施設

警備対象施設は次のとおりとする。なお、この仕様書に定める業務は対象施設毎に実施するものとし、関係書類も各対象施設の長（以下「甲」という。）に提出するものとする。

(1) 岩手県立総合教育センター

管理・教育支援相談棟、技術・情報教育棟及び体育館とする。ただし、体育館については人的警備のみとする。

(2) 岩手県立生涯学習推進センター

庁舎及び附属棟とする。ただし、附属棟については人的警備のみとする。

2 警備方法

警備方法は、機械警備・人的警備（常駐警備・巡回警備）の併用とする。

(1) 機械警備

ア 受託者（以下「乙」という）は、警備対象物の異常を間断なく監視し、異常事態に備え得る警備装置を各対象施設に設置しなければならない。

イ 各対象施設の機械警備感知機器の警備区域数は次のとおりとし、甲と協議のうえ決定するものとする。

(ア) 岩手県立総合教育センター 20 区域以上

(イ) 岩手県立生涯学習推進センター 10 区域以上

ウ 前号の警備装置による警備業務は、各対象施設からの警備開始の信号を受信したときから始まり解除信号によって終了する。

ただし、自動火災報知設備、漏電警報設備の作動を関知する警報設備の警備業務は終日とする。

エ 乙は、各対象施設に設置した警備装置に関し、正常な機能を維持するために3月に1回の保守点検を行い、正常作動を確認のうえ機械警備保守点検表（様式1）を甲に提出すること。

警備機器の故障により、作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講じなければならない。

オ 次の各号に掲げる事態が生じたときは、乙は代替警備（巡回による警備の対策）を講じなければならない。

(ア) 各対象施設の増改築等により警備装置が作動不能になった場合

(イ) 受託者又はNTTの都合により、機械警備が不能である場合

カ 代替警備については、次のとおり行うものとする。

曜日	警備時間	警備方法	備考
平日	夜間	細密巡回	※ 細密巡回とは、警備範囲内の各所における火災、盗難等発生要因を発見し排除すべく細密に各室内を点検し巡回することをいう。
	昼間（午前）		
土曜日・日曜日 及び休日	昼間（午前）		
	昼間（午後）		
	夜間		

(2) 人的警備

ア 警備員の業務内容

- (ア) 警備装置の作動及び停止業務
- (イ) 指定された箇所の施錠及び開錠
- (ウ) 指定された順路による対象施設内外の巡視

イ 警備員の巡視

警備員の巡視は概ね次の時間内に行うものとする。

警備種類	曜日	対象施設	巡回時間帯
常駐警備	平日	岩手県立総合教育センター 岩手県立生涯学習推進センター	6時30分から7時30分までの間 17時15分から19時15分までの間
巡回警備	平日	岩手県立総合教育センター	22時頃
	土曜日、 日曜日、休日	岩手県立生涯学習推進センター	10時頃、16時頃、22時頃
※ 1回の巡回時間は、両施設で概ね40分程度とする。			

(注) 上記表中、「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和22年法律第178号）第2条及び第3条に規定する日、並びに12月29日から12月31日及び1月1日から1月3日をいう。

ウ 巡視中における主要業務

(ア) 防犯

- a 構内の門扉の開閉、対象施設内各窓、扉、シャッター等の施錠点検
- b 電灯の消灯点検
- c 施設の破損、破壊箇所の有無の点検
- d 不審者の潜伏及び徘徊の有無の点検
- e 金庫等貴重品の状況点検
- f 駐車状況の確認

(イ) 防火

- a 電気器具、ガス栓の締め忘れの点検
- b 漏水、水道放置箇所の点検
- c ストープ等の火気の後始末の点検
- d 消火器具の定位置確認

(ウ) 報告

巡視後は警備報告書（様式任意）を作成し、翌日の朝までに甲に提出しなければならない。なお、報告項目は、警備の種類、時間、異常の有無（内容）、居残り状況及び駐車台数等とする。

エ 警備員は、警備中一定の被服を着用し、上衣には会社名及び氏名を記載した名札をつけること。

オ 警備員は、満18才以上の者とする。

カ 警備員は、本書に定める業務内容を十分に行い得る者を配置すること。

キ 警備員は、すべて身元確実な者とする。

3 異常事態の対処

乙は、警備対象物件について、異常を受信したとき、又は警備巡視中に異常事態を発見

したときは、次の処置を講じなければならない。

- (1) 火災の場合は、直ちに消防機関へ通報するとともに、警備員を現場に急行させて適切な処置を講じ、所要機関へ連絡すること。
- (2) 盗難、その他の異常の場合は、直ちに警備員を派遣し異常内容を確認の上、状況により所要機関（各対象施設の緊急連絡先及び所轄警察機関等）へ連絡するなど適切な処置を講じること。

4 即応体制の整備

乙は、異常事態に直ちに、現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられるようにするために、必要な数の警備員、待機所（警備員が待機する施設をいう。）及び車両その他の装備を適正に配置しておかなければならない。

5 緊急連絡先の届出

甲は、緊急連絡先となる名簿に連絡順位をつけ、乙に提出するものとする。

6 鍵等の管理

- (1) 甲が乙に貸与した鍵、及び乙が甲に貸与した鍵等は、それぞれ厳重に管理しなければならない。
- (2) 前項の鍵等は、この契約の目的のみに使用し、他の目的に転用又は第三者に貸与若しくは譲渡してはならない。

7 その他

本仕様書により定められた機械警備実施中に、各対象施設においてその施設を使用する場合（途中解除、居残り等）は、使用する日、使用する時間及び使用責任者の職氏名を、事前に乙に対し連絡するものとする。

様式 1

機械警備保守点検表				確認印	
施設名		点検者職・氏名		印	
		点検者職・氏名		印	
検査実施日		令和 年 月 日		印	
		点検者職・氏名		印	
検査区分	検査項目		不良内容	評価 良 不良	指示事項
アラームセンサー及び周辺部分	設置位置は正しいか			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	確実に固定しているか			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	装置・機械に損傷、変形は無いか			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	配線相互間、配線・端子間等の接続は確実か			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	装置・機械及び配線の整理・整頓は行き届いているか			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
警備用センサー部分	設置位置は正しいか			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	確実に固定しているか			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	警備用センサー等に損傷、変形は無いか			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	正常な動作機能が保てるよう設置されているか			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	保守点検に支障のないよう設置されているか			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
監視ループ配線部分	配線相互間、センサー等の端子と配線間の接続は確実か			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	配線は造営物等に確実に固定されているか			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	配線保護材（ワイヤプロテクタ等）は規定に従い固定してあるか			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	配線の直流抵抗は規定以下に保たれているか			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	配線相互間、配線・造営物間の異状接触、接地はないか			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	保守点検に支障のないよう配線区分けが施されているか			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
総合検査	アラームセンサー・キーボックス等のランプ（ブザー）は正常か			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	アラームセンサーと受信機関の応答は正常か			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	加入電話回線接続機能検査	再ダイヤル、再々ダイヤル機能は正常か			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		本電話機の機能に支障を及ぼさないか			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		話中、ベル鳴動中			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

※ この様式は、機械警備設備の仕様に基づき適宜変更できる。

施 設 概 要

1 岩手県立総合教育センター

(1) 敷地面積 36,942.10 m²

(2) 建物面積

棟		面積	建築面積 (m ²)	延面積 (m ²)	構造
管理・教育 支援相談棟	管理棟		1,402.65	6,004.52	RC造6階
	教育支援相談棟		550.00	1,100.00	RC造2階
技術・情報教育棟			1,201.02	2,464.56	RC造2階
体育館			849.75	849.75	S造2階
その他の部門			343.67	390.17	
合計			4,347.09	10,809.00	

2 岩手県立生涯学習推進センター

(1) 敷地面積 20,561.74 m²

(2) 建物面積

棟		面積	建築面積 (m ²)	延面積 (m ²)	構造
庁舎			2,447.32	3,866.96	RC造、 一部SRC 3階
附属棟				117.34	
合計			2,447.32	3,984.30	

VI 施設の概要

【敷地面積】

36,942.10㎡

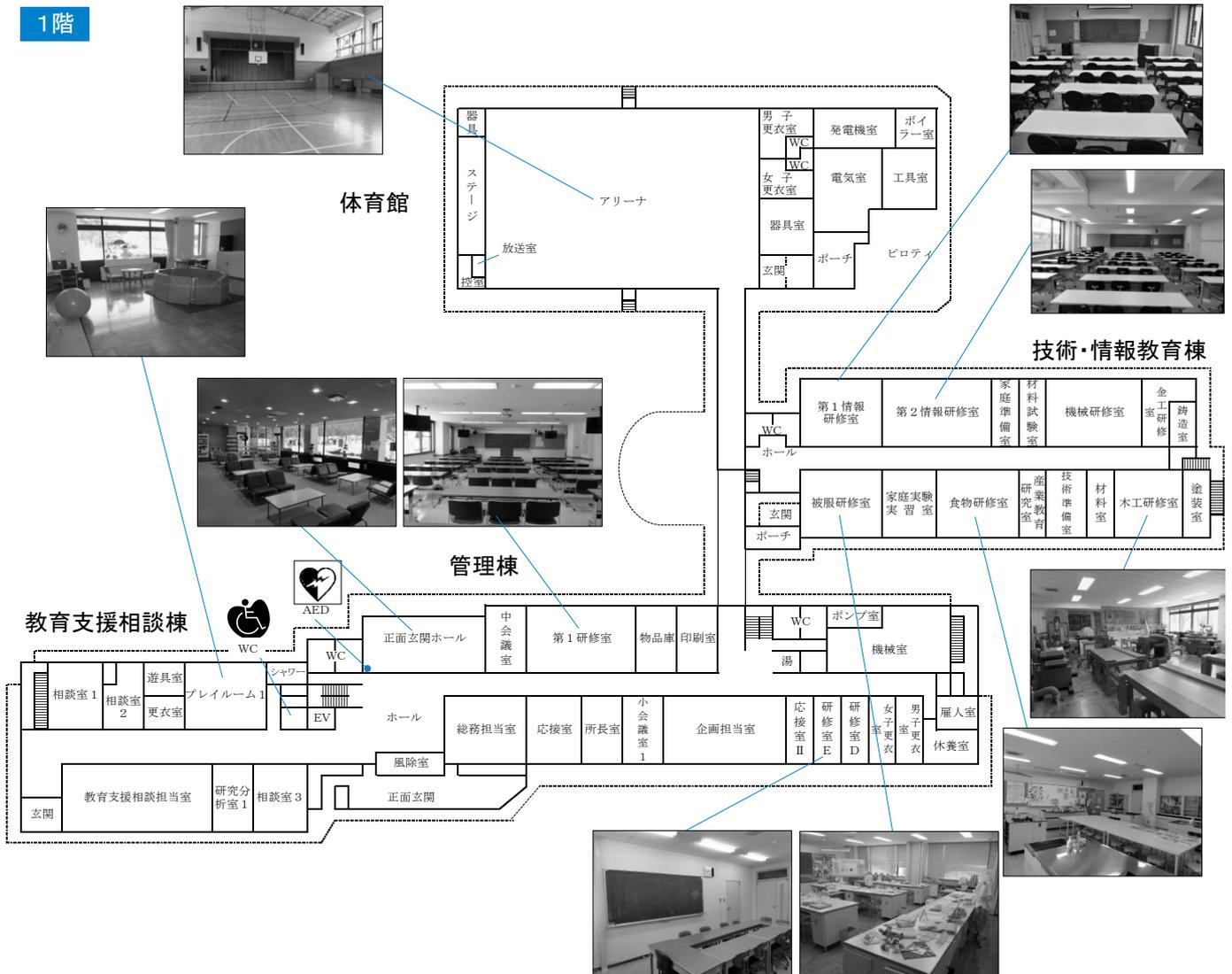
【建物面積】

棟別・面積		建物面積 (㎡)	延面積 (㎡)	構造
管理・教育支援相談棟	管理棟	1,402.65	6,004.52	R C造 6 F
	教育支援相談棟	550.00	1,100.00	R C造 2 F
技術・情報教育棟		1,201.02	2,464.56	R C造 2 F
体育棟		849.75	849.75	S 造 2 F
その他		343.67	390.17	
総計		4,347.09	10,809.00	



【平面図】

1階



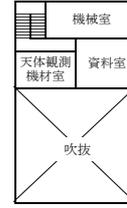
4階



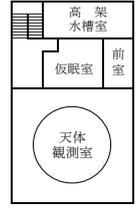
管理棟



5階 管理棟



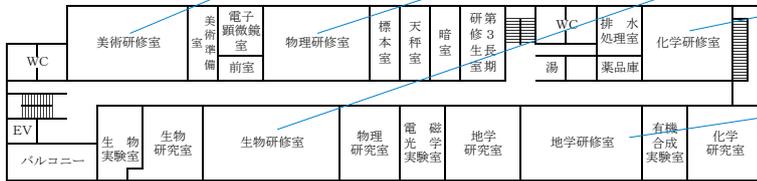
6階 管理棟



3階



管理棟

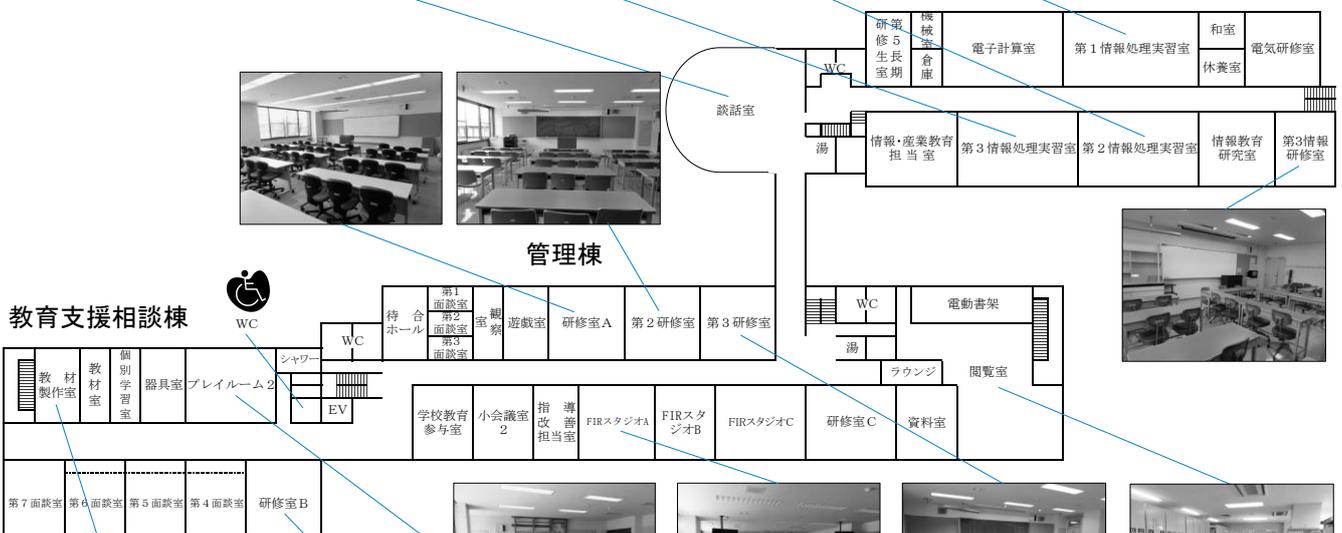


2階



技術・情報教育棟

教育支援相談棟



【総合教育センター全体図】



総合教育センター 全景

